

第7期広島市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の目標について

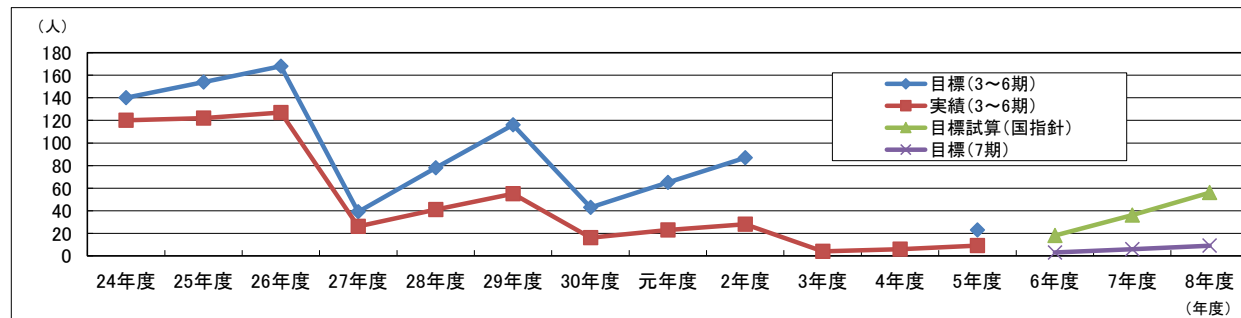
資料6—1

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標

5年度の実績は見込値を記載(以下同様)

ア 施設入所者のうち、令和8年度末における地域生活に移行する者の数(累計値)

区分	単位	第3期計画			第4期計画			第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標(3～6期)	人	140	154	168	39	78	116	43	65	87			23	国指針(令和4年度末入所者数924人の6%以上)		
実績(3～6期)	人	120	122	127	26	41	55	16	23	28	4	6	9			
達成率(3～6期)	%	85.7%	79.2%	75.6%	66.7%	52.6%	47.4%	37.2%	35.4%	32.2%			39.1%			
目標試算(国指針)	人													18	36	56



【過去実績で試算】

6年度	7年度	8年度
3	6	9

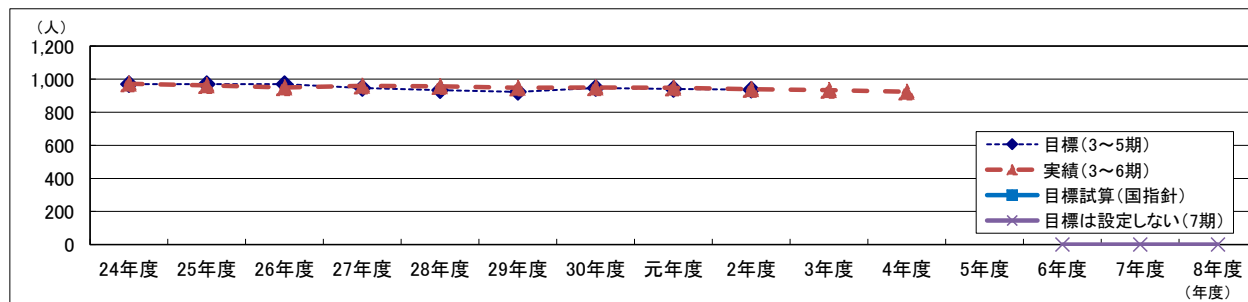
【見込方法】

上記試算(国指針)では過大な目標となるため、直近3か年平均実績3人/年で設定する。

・県の基本的な考え方(国指針と同値を目標に地域生活への移行を進めるが、市町等と連携し、目標値を設定)
※国指針: 令和4年度末入所者数の6%以上

イ 令和8年度末における施設入所者の削減数(累計値)

区分	単位	第3期計画			第4期計画			第5期計画			第6期計画			第7期計画			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
目標(3～5期)	人	970	970	970	946	933	923	946	941	936	目標は設定していない			国指針(令和4年度末入所者数の5%以上)			
実績(3～6期)	人	972	962	949	959	956	948	950	948	940	934	924					
目標との差(3～6期)	人	△ 2	8	21	△ 13	△ 23	△ 25	△ 4	△ 7	△ 4							
目標試算(国指針)	人																



【本市の実態を踏まえ、目標は設定しない】

6年度	7年度	8年度
-	-	-

【設定しない理由】

地域生活が困難な重度の障害者は、施設において適切な支援を行う必要があり、多くの入所待機者がいるという実態を踏まえ、一律の削減目標は設定しない。

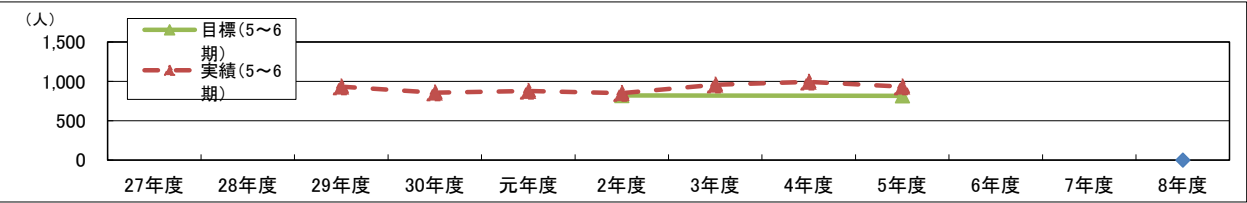
・県の基本的な考え方(国指針と同値を目標に地域生活への移行を進めるが、市町等と連携し、目標値を設定)
※国指針: 令和4年度末入所者数の5%以上

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標

ア 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上,65歳未満)

65歳以上

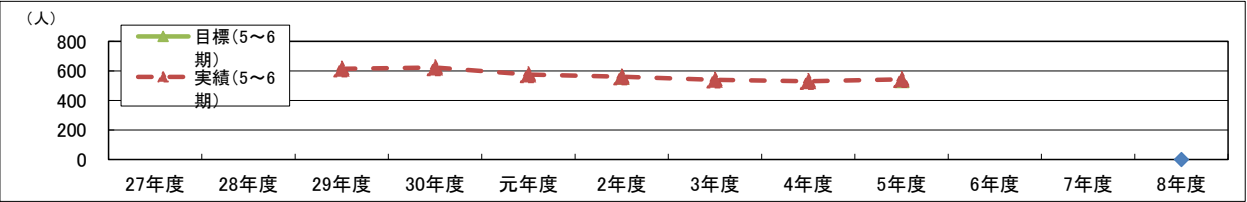
区 分	単位	第4期計画			第5期計画		第6期計画			第7期計画			8年度
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
目標(5～6期)	人						821			816			
実績(5～6期)	人			931	856	878	850	956	993	933			
目標(7期)	人												-



【見込方法】
国が提示する推計式を用いて県の区域単位で設定し、県市の人口で按分する。
県から目標が示されていないため、現時点で見込めない。

65歳未満

区 分	単位	第4期計画			第5期計画		第6期計画			第7期計画			8年度
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
目標(5～6期)	人						558			535			
実績(5～6期)	人			615	623	576	560	540	530	543			
目標(7期)	人												-

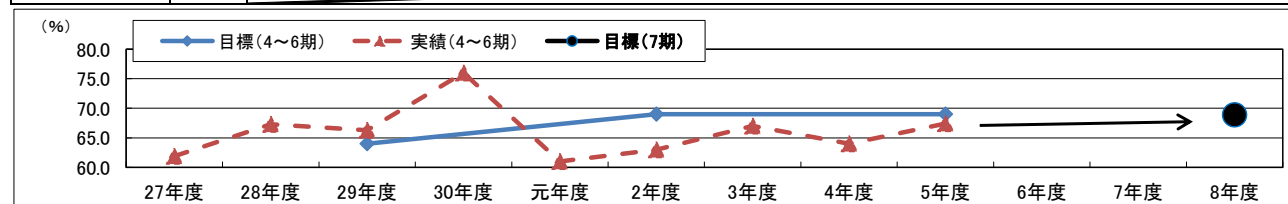


【見込方法】
国が提示する推計式を用いて県の区域単位で設定し、県市の人口で按分する。
県から目標が示されていないため、現時点で見込めない。

イ 精神病床における早期退院率

(ア) 入院後3か月時点の退院率

区 分	単位	第4期計画			第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標(4～6期)	%			64.0			69.0			69.0			
実績(4～6期)	%	61.9	67.3	66.3	76.0	61.0	63.0	67.0	64.0	67.4			
目標(7期)	%												68.9

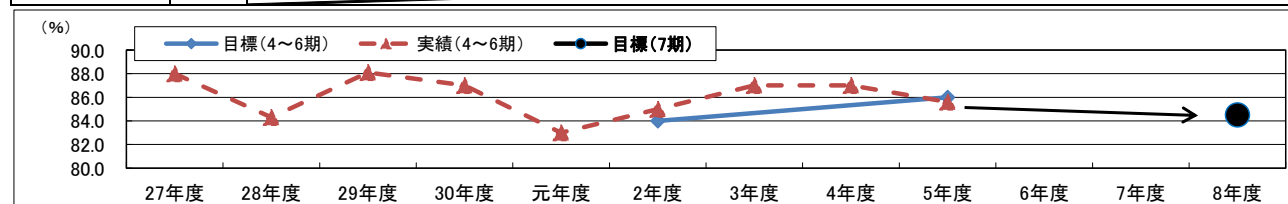


【見込方法】
過去の実績を踏まえ、国の指針どおりで設定する。

※国指針：入院後3か月時点の退院率の令和8年度目標を68.9%以上

(イ) 入院後6か月時点の退院率

区 分	単位	第4期計画			第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標(4～6期)	%						84.0			86.0			
実績(4～6期)	%	88.0	84.3	88.1	87.0	83.0	85.0	87.0	87.0	85.6			
目標(7期)	%												84.5

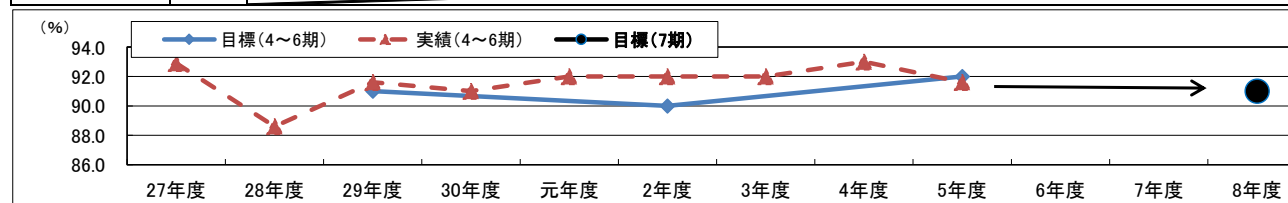


【見込方法】
過去の実績を踏まえ、国の指針どおりで設定する。

※国指針：入院後6か月時点の退院率の令和8年度目標を84.5%以上

(ウ) 入院後1年時点の退院率

区 分	単位	第4期計画			第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標(4～6期)	%			91.0			90.0			92.0			
実績(4～6期)	%	92.9	88.6	91.6	91.0	92.0	92.0	92.0	93.0	91.6			
目標(7期)	%												91.0



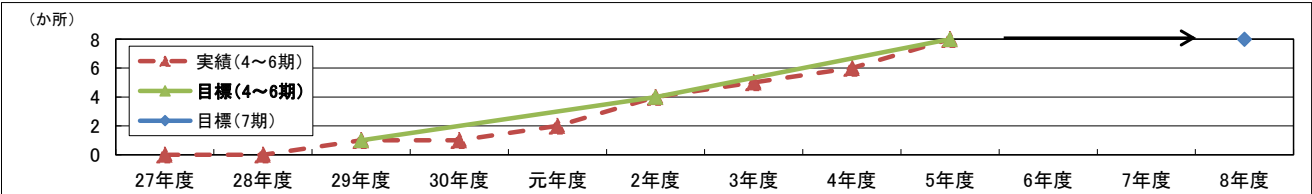
【見込方法】
過去の実績を踏まえ、国の指針どおりで設定する。

※国指針：入院後1年時点の退院率の令和8年度目標を91.0%以上

(3) 地域生活支援の充実にに関する目標

ア 地域生活支援拠点の整備(累計値)

区分	単位	第4期計画			第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標(4～6期)	か所			1			4			8			
実績(4～6期)	か所	0	0	1	1	2	4	5	6	8			
達成率(4～6期)	%			100.0%			100.0%			100.0%			
目標(7期)	か所												8



【見込方法】
令和5年度中に全区に1か所ずつ整備できる予定であり、令和6年度以降も継続して体制を維持する。

※「国指針」: 令和5年度末までに各市町村(複数市町村による共同整備含む。)において整備しつつ、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制・緊急時の連絡体制を構築する。

コーディネーターの配置人数

区分	単位	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和8年度末目標
配置人数	人	1	1	2	4	5	6	8	8

新

【見込方法】
令和5年度中に全区に1人ずつ配置できる予定であり、令和6年度以降も継続して配置する。

地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置

令和8年度末目標		備考
担当者の配置	検討中	現在、検討中。 (令和4年度:未配置)

新

イ 運用状況の検証・検討

区分	単位	第6期計画			第7期計画		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標(6期)	-			実施			
実績(6期)	-	実施	実施	実施			
目標(7期)	-						実施

【見込方法】
毎年、障害者自立支援協議会において運用状況の検証及び検討しており、引き続き実施する。

※「国指針」: 整備した地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上の運用状況の検証及び検討

ウ 強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備

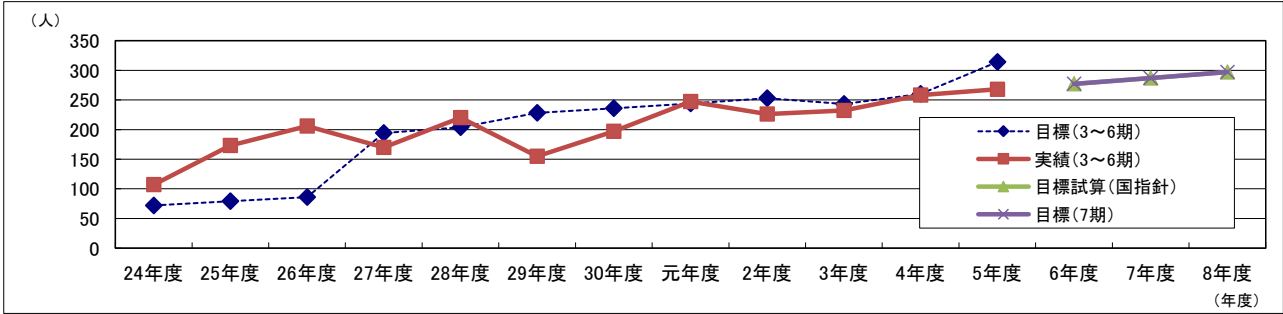
令和8年度末目標		備考
地域の関係機関が連携した支援体制	構築	強度行動障害を有する障害者に関する支援ニーズの把握等による、地域の関係機関が連携した支援体制を整備する。 (令和4年度:未構築)

新

(4) 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標

ア 福祉施設利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数(単年度)

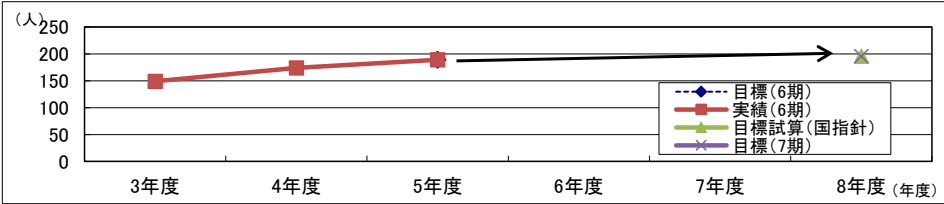
区分	単位	第3期計画			第4期計画			第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標(3～6期)	人	72	79	86	194	204	228	236	244	253	243	260	314			
実績(3～6期)	人	107	173	206	170	220	155	197	247	226	232	258	268			
達成率(3～6期)	%	148.6%	219.0%	239.5%	87.6%	107.8%	68.0%	83.5%	101.2%	89.3%	95.5%	99.2%	85.4%			
目標試算(国指針)	人													277	287	297



【見込方法】
過去の実績を踏まえ、国の指針どおりで設定する。
※国指針: 令和8年度の一般就労移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上

(7) 就労移行支援事業の利用者数

区分	単位	第6期計画			第7期計画		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標(6期)	人			189			
実績(6期)	人	149	174	189			
達成率(6期)	%			100.0%			
目標試算(国指針)	人						196



【見込方法】
過去の実績を踏まえ、国の指針どおり、令和3年度末利用者数(149人)の1.31倍の196人を目標値として設定する。
※国指針: 令和8年度末における利用者数が令和3年度末における利用者数の1.31倍以上増加

(イ) 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数

区分	単位	4年度	令和8年度末目標	備 考
事業所数	か所	9	16	国の指針どおり、令和8年度末の就労定着支援事業所(31か所見込)のうち、5割にあたる16か所を目標として設定する。 ※「国指針」:一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が就労移行支援事業所全体の5割以上

新

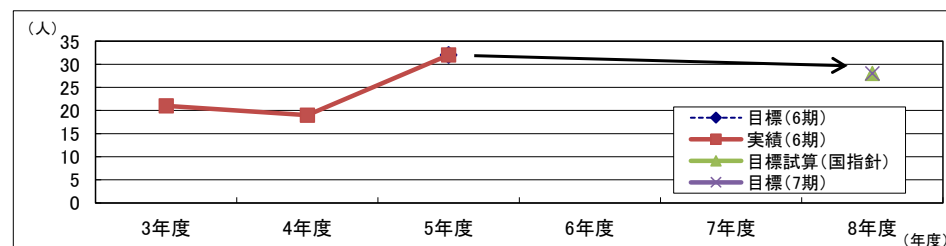
(ウ) 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数

区分	単位	第6期計画			第7期計画		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標(6期)	人			32			
実績(6期)	人	21	19	32			
達成率(6期)	%			100.0%			
目標試算(国指針)	人						28

【見込方法】

国の指針どおり、令和3年度末利用者数(21人)の1.29倍の28人を目標値として設定する。

※国指針:令和8年度末における利用者数が令和3年度末における利用者数の1.29倍以上増加



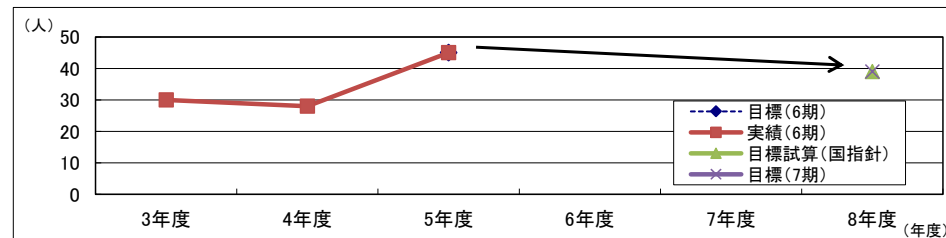
(エ) 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数

区分	単位	第6期計画			第7期計画		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標(6期)	人			45			
実績(6期)	人	30	28	45			
達成率(6期)	%			100.0%			
目標試算(国指針)	人						39

【見込方法】

国の指針どおり、令和3年度末利用者数(30人)の1.28倍の39人を目標値として設定する。

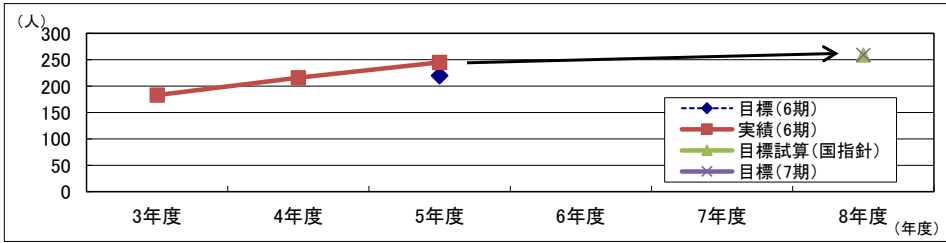
※国指針:令和8年度末における利用者数が令和3年度末における利用者数の1.28倍以上増加



イ 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

(ア) 就労定着支援事業の利用者数

区分	単位	第6期計画			第7期計画		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標(6期)	人			220			
実績(6期)	人	183	216	245			
達成率(6期)	%			111.4%			
目標試算(国指針)	人						259



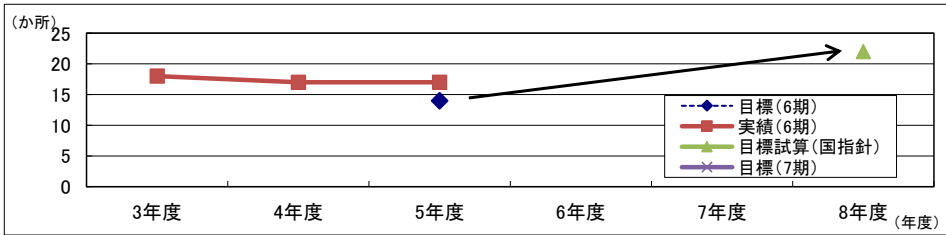
【見込方法】

国の指針どおり、令和3年度末利用者数(183人)の1.41倍の259人を目標値として設定する。

※国指針: 令和8年度末における利用者数が令和3年度末における利用者数の1.41倍以上増加

(イ) 就労定着支援事業利用終了後の就労定着率が7割以上の事業所数

区分	単位	第6期計画			第7期計画		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標(6期)	か所			14			
実績(6期)	か所	18	17	17			
達成率(6期)	%			121.4%			
目標試算(国指針)	か所						22



【見込方法】

令和3年度末時点で、国の指針を達成していることから、現状の割合と同水準を維持できるよう、就労定着率が7割以上となる事業所の割合について、令和8年度末の就労定着支援事業所(26か所見込)のうち、8割5分にあたる22か所を目標として設定する。

(令和3年度末時点)

- ・就労定着支援事業所: 21か所
- ・就労定着率が7割以上となる事業所数: 18か所
- ・就労定着率が7割以上となる事業所の割合: 8割6分

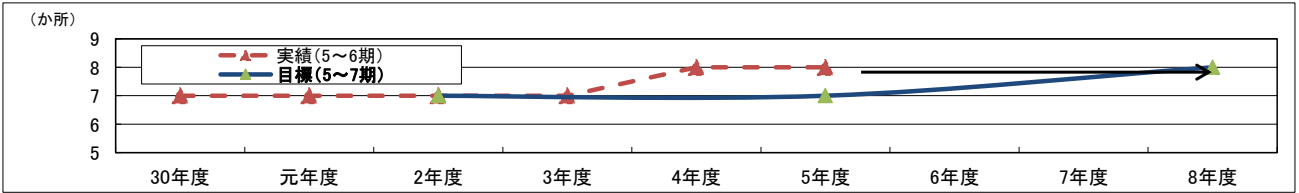
※国指針: 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所が2割5分以上(6か所)

(5) 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標

ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

(7) 児童発達支援センターの設置数

区分	単位	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標(5～7期)	か所			7			7			8
実績(5～6期)	か所	7	7	7	7	8	8			
達成率(5～6期)	%			100.0%			114.3%			



【見込方法】

令和4年度の時点で8か所設置済み。

※「国指針」: 児童発達支援センターを各市町又は各圏域に1か所以上設置

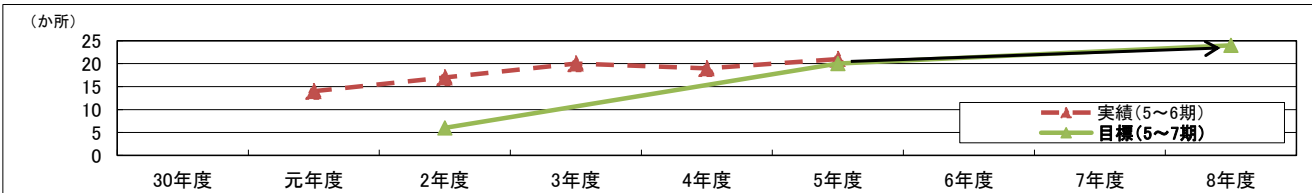
(イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

令和8年度末目標		備考
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	令和4年度時点で広島市に体制が構築されている施設が8か所あることから、引き続き「構築」とする。 ※「国指針」: 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

イ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

児童発達支援事業所

区分	単位	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標(5～7期)	か所			6			20			24
実績(5～6期)	か所		14	17	20	19	21			
達成率(5～6期)	%			283.3%			105.0%			



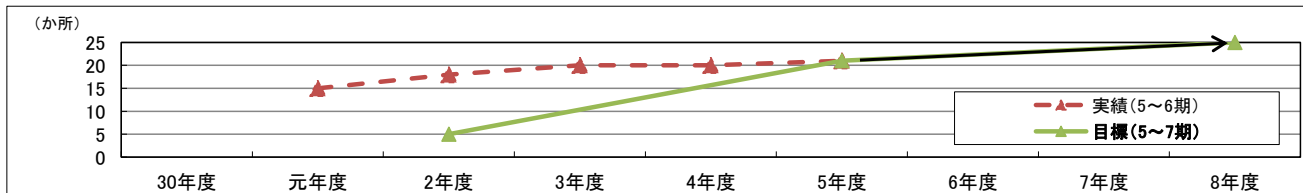
【見込方法】

令和4年度時点で市内に19か所設置されており、今後も利用者の増加が見込まれることから、新たに5か所の確保を目標として設定し、24か所とする。

※「国指針」: 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町又は各圏域に1か所以上設置

放課後等デイサービス事業所

区分	単位	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標(5～7期)	か所			5			21			25
実績(5～6期)	か所		15	18	20	20	21			
達成率(5～6期)	%			360.0%			100.0%			



【見込方法】

令和4年度時点で市内に20か所設置されており、今後も利用者の増加が見込まれることから、新たに5か所の確保を目標として設定し、25か所とする。

※「国指針」:主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町又は各圏域に1か所以上設置

ウ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

区分	単位	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標(5～6期)	-			設置			設置			
実績(5～6期)	-	設置	設置	設置	設置	設置	設置			
目標(7期)	-									設置

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

区分	単位	第6期計画			第7期計画		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標(6期)	-			配置			
実績(6期)	-	配置	配置	配置			
目標(7期)	-						配置

【見込方法】

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、令和4年度時点で設置済みであることから、引き続き設置とする。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、令和4年度時点で配置済みであることから、引き続き配置とする。

※「国指針」:県、各圏域、各市町において医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置

エ 障害児入所施設に入所している児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

令和8年度		備考
移行調整に係る協議の場の設置	設置	移行調整に係る協議の場については、令和4年度時点で県が圏域で設置済みであることから、引き続き設置とする。 ※「国指針」:令和8年度末までに、各都道府県及び各指定都市において、障害児入所施設に入所している児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、移行調整に係る協議の場を設置

新

(6) 相談支援体制の充実・強化等に関する目標

ア 基幹相談支援センターの設置

令和8年度目標		備 考
基幹相談支援センターの設置	設置	基幹相談支援センターについては、令和4年度時点で全区に1か所ずつ設置済みであることから、引き続き設置とする。 ※「国指針」: 令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターが総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保

新

イ	協議会における検討体制の確保		新
	令和8年度目標	備 考	
	個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う協議会の体制を確保	確保 協議会における検討体制については、令和4年度時点で確保済みであることから、引き続き確保とする。 ※「国指針」: 令和8年度末までに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保	

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標

サービスの質を向上させるための取組を実施する体制を構築

区分	単位	第6期計画			第7期計画		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標(6期)	-			構築			
実績(6期)	-	構築	構築	構築			
目標(7期)	-						構築

【見込方法】
国の指針に基づき、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する。
具体的には、広島県と連携し、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町との共有ができる体制の構築により判断する。

※「国指針」: 令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築